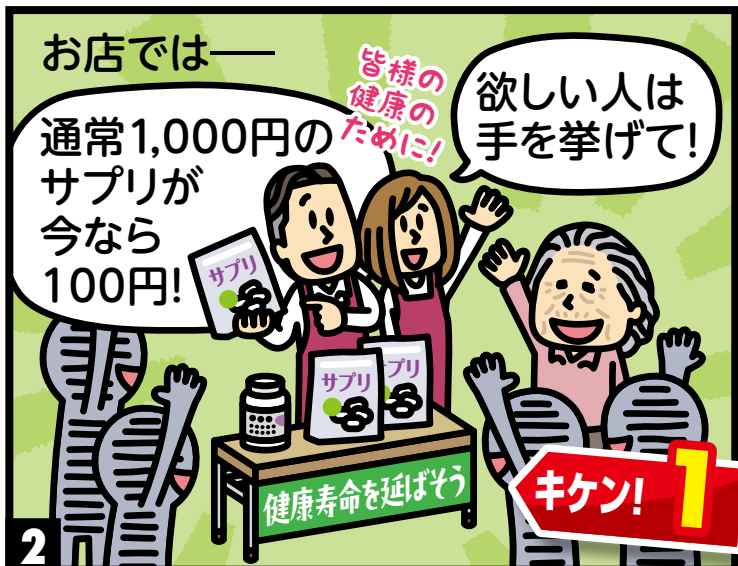


催眠商法にご注意!!

埼玉県民生活部消費生活課



埼玉県民生活部消費生活課



- 1 無料の粗品や超安価な商品で場を盛り上げる会場には気をつけて
- 2 その場で契約せず、購入前に家族や周囲の人に相談
- 3 周囲の方は、日ごろから高齢者の様子に気をつけて

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります。

い や や!
TEL 188

皆さんからの
相談情報が
同様の被害防止に
つながります。

今月の標語

いつの間に?
催眠商法
気をつけて